

議案第28号

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 守口市建築基準法施行条例（平成12年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前			改 正 後		
第 1 条から第 4 条の 2 まで 略			第 1 条から第 4 条の 2 まで 略		
(確認、検査等の手数料)			(確認、検査等の手数料)		
第 5 条 略			第 5 条 略		
2 から 8 まで 略			2 から 8 まで 略		
9 略			9 略		
項	区分	金額	項	区分	金額
略			略		
10	略		10	略	
<u>11</u>	略		<u>11</u>	法第52条第 6 項第 3 号の規定による認定申請	<u>27,000 円</u>
<u>12</u>	略		<u>12</u>	略	
<u>13</u>	略		<u>13</u>	略	
<u>14</u>	略		<u>14</u>	略	
<u>15</u>	略		<u>15</u>	略	
<u>16</u>	略		<u>16</u>	略	
			<u>17</u>	略	

<u>17</u>	略
<u>18</u>	略
<u>19</u>	略
<u>20</u>	略
<u>21</u>	略
<u>22</u>	略
<u>23</u>	略
<u>24</u>	略
<u>25</u>	略
<u>26</u>	略
<u>27</u>	略
<u>28</u>	略
<u>29</u>	略
<u>30</u>	略
<u>31</u>	略
<u>32</u>	略
<u>33</u>	略
<u>34</u>	略
<u>35</u>	略
<u>36</u>	略
<u>37</u>	略
<u>38</u>	略
<u>39</u>	略

<u>18</u>	略
<u>19</u>	略
<u>20</u>	略
<u>21</u>	略
<u>22</u>	略
<u>23</u>	略
<u>24</u>	略
<u>25</u>	略
<u>26</u>	略
<u>27</u>	略
<u>28</u>	略
<u>29</u>	略
<u>30</u>	略
<u>31</u>	略
<u>32</u>	略
<u>33</u>	略
<u>34</u>	略
<u>35</u>	略
<u>36</u>	略
<u>37</u>	略
<u>38</u>	略
<u>39</u>	略
<u>40</u>	略

<u>40</u>	略
<u>41</u>	略
<u>42</u>	略
<u>43</u>	略
<u>44</u>	略

備考

1 略

2 30の項から37の項までに掲げる建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、34の項から36の項までに掲げる場合においては、建築しようとする建築物が、主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。

10 略

以下 略

<u>41</u>	略
<u>42</u>	略
<u>43</u>	略
<u>44</u>	略
<u>45</u>	略

備考

1 略

2 31の項から38の項までに掲げる建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、35の項から37の項までに掲げる場合においては、建築しようとする建築物が、主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。

10 略

以下 略

第2条 守口市建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第4条まで 略	第1条から第4条まで 略
(位置指定図及び建築計画概要書等の写しの交付)	(位置指定図及び建築計画概要書等の写しの交付)

第4条の2 市長は、省令第9条に規定する図面（以下「位置指定図」という。）又は省令第11条の4第1項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

以下 略

第4条の2 市長は、省令第9条に規定する図面（以下「位置指定図」という。）又は省令第11条の3第1項各号に掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

以下 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。